

従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

本チラシは、従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われた際のポイントを示したものです。実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

1 従業員の健康状態を常に確認

- 発熱、咳などの風邪のような症状がある
- 発熱がなくても体調不良の兆候がみられる
- ※社内で発熱した場合は、マスクを着用させた上で帰宅させる
- ※社員に対して自宅待機などを命じた場合には、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと

2 相談窓口について

上記の症状が見られた場合は、以下の窓口へご連絡いただき、その指示に従ってください。

窓 口	連絡先(電話番号)	備 考
群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター	0570-082-820	平日・休日9:00~21:00 上記以外 027-223-1111
前橋市保健所	027-220-1151	平日・休日8:30~21:00 上記以外027-224-1111
高崎市保健所	【平日】 (受診相談) 027-381-6112 (一般相談) 027-381-6113	(受診相談) 8:30~21:00 (一般相談) 8:30~17:15
	【夜間休日】 027-381-6123	上記以外は夜間休日電話へ

3 感染者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- 従業員に感染が確認された際、保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染症防止の措置を講じること。その際、保健所からは**14日間の外出自粛・健康観察**が求められる。
- 保健所の指示に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則に基づいた対応を行うこと。